

令和7事業年度 施設園芸等燃料価格高騰対策の募集について

1 事業趣旨

燃料使用量の省エネルギー化又は燃料コストの変動抑制に計画的に取り組む施設園芸の産地において、燃料価格の高騰時に補填金を交付する仕組みを構築し、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図る。

2 事業の内容

施設園芸セーフティネット構築事業（国補助率：2分の1）

農業者と国の拠出により資金を造成し、施設園芸用の燃料価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

セーフティネット対象期間は、原則として燃料需要期である11月から翌年4月までの間とする。ただし、品目や作型等に合わせて10月から翌年6月までの間から、1月又は連続する2月以上の期間を対象期間として選択できる。

3 支援対象者

宮城県内で野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む3戸以上の施設園芸農家で構成された農業者団体又は農業従事者（販売・加工等を含む「農業」に原則として年間150日以上従業する者）が5名以上である施設園芸農家（以下「支援対象者」という。）。

原則として、支援対象者は、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体又はその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）であること。

4 事業実施の要件

省エネルギー等対策推進計画を策定して次に定める目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。

（1）令和5事業年度以降に計画を策定する（策定した）場合

策定事業年度の翌々事業年度までに「10a当たり燃料使用量を15%以上削減」することにより、燃料価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

（2）令和4事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合

策定事業年度の翌々事業年度までに、次のア又はイのいずれかに取り組むことにより、燃料価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

ア これまでの取組により計30%以上の削減を達成していない場合は、「10a当たり燃料使用量を更に15%以上削減」又は「単位生産量当たり燃料使用量を15%以上削減」のいずれかに取り組むこと。

イ これまでの取組により計30%以上の削減を達成している場合は、その削減を維持した上で、「10a当たり燃料使用量の削減」、「単位生産量当たり燃料使用量の削減」又は「民間の金融商品や備蓄タンク等の活用による燃料コストの変動抑制」のいずれか1つにより自身の削減目標を定め、更なる省エネルギー等対策に不断に取り組むこと。

5 募集期間

令和7年5月22日（木）～ 令和7年6月30日（月）

※各地方振興事務所、各地域事務所必着

6 申込み方法

本事業の実施を希望する農業者団体等は、宮城県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高

騰対策業務方法書で定められた様式により事業申請書を作成し、本店等の所在地を所管する県地方振興事務所又は地域事務所の農業振興部を通じて、宮城県農業再生協議会（以下「協議会」という。）に提出すること。

7 提出書類等

宮城県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書に定める以下の書類を提出すること。

- (1) 別紙様式第1号 施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画及び省エネルギー等対策推進計画の承認申請について
- (2) " 別紙1 施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書
- (3) " 別紙2 省エネルギー等対策推進計画
- (4) 別紙様式第5号 施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書
- (5) 別紙様式第7号 施設園芸用燃料購入数量等設定申込書
- (6) 別紙様式第14-1号 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
- (7) 別紙1（一覧表）施設園芸セーフティネット構築事業管理シート

※JA等、複数の参加農家がいる支援対象者で申請を行う場合は、参加農家から別紙様式第2号（省エネルギー等対策取組計画）の提出を受け、組織全体の計画をとりまとめること。

※参加農家から提出された別紙様式第2号については、協議会への提出は不要であるが、申請者が責任を持って保管すること。

※参加農家が複数の場合、別紙様式第14-1号については、協議会への提出は不要であるが、別紙様式第14-2号により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リストを作成し、協議会に提出するとともに、参加農家から収集した別紙様式第14-1号を保管すること。

※令和7事業年度から事業主体要領第19条第5項に定める省エネ加速化特例に取り組む場合には、参加農家は別紙様式第10号により省エネ加速化特例取組計画を作成して支援対象者へ提出し、支援対象者は、その内容を確認の上、これを取りまとめて別紙様式9号により協議会に申請すること。

8 提出方法

電子メールで以下の送付先に提出すること（押印不要）。提出書類の様式はPDFに変換せず、作成したデータをそのまま提出すること。

- ・大河原地方振興事務所 農業振興部 農業振興班 (oknsbns@pref.miyagi.lg.jp)
- ・仙台地方振興事務所 農業振興部 農業振興班 (sdss-si@pref.miyagi.lg.jp)
- ・北部地方振興事務所 農業振興部 農業振興班 (nh-nsbns@pref.miyagi.lg.jp)
- ・栗原地域事務所 農業振興部 地域調整班 (nh-khnr-tt@pref.miyagi.lg.jp)
- ・東部地方振興事務所 農業振興部 農業振興班 (et-ss-ns@pref.miyagi.lg.jp)
- ・登米地域事務所 農業振興部 地域調整班 (et-tmnsbtt@pref.miyagi.lg.jp)
- ・気仙沼地方振興事務所 農業振興部 農業振興班 (ksbns@pref.miyagi.lg.jp)

9 留意事項

- (1) 提出書類の各様式には、根拠資料・証明書類など、各種添付資料が必要となる場合があるため、各様式に記載の注釈等に従って提出すること。
- (2) 提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがある。
- (3) 応募に際し、予め施設園芸用燃料価格差補填金積立契約の内容（別紙様式第4号）を確認すること。
- (4) 提出書類の各様式が必要な場合は、下記ホームページからダウンロードすること。
URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/nenryu.html>

問合せ先：宮城県農業再生協議会
(事務局：宮城県農政部園芸推進課)
TEL:022-211-2337 FAX:022-211-2849
E-mail: engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp

又は、所轄の県地方振興事務所（地域事務所） 農業振興部までお問い合わせください。

- ・大河原地方振興事務所 TEL：0224-53-3289
- ・仙台地方振興事務所 TEL：022-275-9250
- ・北部地方振興事務所 TEL：0229-91-0717
- ・栗原地域事務所 TEL：0228-22-2268
- ・東部地方振興事務所 TEL：0225-95-7809
- ・登米地域事務所 TEL：0220-22-3535
- ・気仙沼地方振興事務所 TEL：0226-24-2534